

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 長寿課	
契約締結年月日	令和8年6月1日	
業 務 名	高齢者世帯等実態調査業務	
業 務 の 概 要	市内の70歳以上のひとり暮らし高齢者及び構成員全てが75歳以上の高齢者世帯の実態調査の業務	
契約金額(税込)	2,100,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本業務は、ひとり暮らし、高齢者世帯等の住居を訪問し、福祉票（現況や緊急連絡先を記載）を作成するものであり、本業務を円滑かつ適切に実施する者は、民生委員法の規定に基づき、守秘義務が課せられる民生委員が妥当であると考えられるため、尾張旭市の民生委員全員が所属する尾張旭市民生委員児童委員協議会と随意契約する。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課 です。